

欧州新時代における イスラームとの対話 ドイツから何を学ぶか

同志社大学 神学部・神学研究科
小原克博

概要

- .はじめに
- .EU拡大をめぐる状況
- .EUにおける宗教政策の多様性
 - フランス、イギリス、スペイン
- .ドイツにおけるイスラームとの対話
- .日本における課題 ドイツから何を学ぶか

2

.はじめに

- 4月17日～27日、ドイツ外務省が主催した「イスラーム世界との対話」視察旅行に参加
 - ベルリン、ボン、ケルン、ハノーファー、ハンブルクにおける関連省庁や研究所、イスラーム関連組織を訪問

3

.はじめに

- 1989年11月9日
 - ベルリンの壁の崩壊
- 1990年10月3日
 - 東西ドイツの統一
- 2004年5月1日
 - EUの拡大

東西ヨーロッパの
象徴的な統合

東西ヨーロッパの
実質的な統合

4

.EU拡大をめぐる状況

- 欧州経済共同体(EEC)および欧州原子力共同体(EAEC)が今日のEUの前身(1957年)
 - フランス、ドイツ、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ
- 5回にわたる拡大

5



1957





. EU拡大をめぐる状況

- 2004年5月1日、10カ国が加盟することによって、EUは25カ国の共同体となる
 - キプロス、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトヴィア、リトアニア、マルタ、ポーランド、スロヴァキア、スロヴェニア
 - 10カ国の内8カ国は旧共産圏国家
- 4億5,000万人の市民

. EU拡大をめぐる状況

- EU憲法採択(6月18日)
 - EUはキリスト教国家の共同体か？
 - Drawing inspiration from the cultural, **religious** and humanist inheritance of Europe, from which have developed the universal values of the inviolable and inalienable rights of the human person, democracy, equality, freedom and the rule of law,... (EU憲法前文)
- トルコの加盟問題

13

. EUにおける宗教政策の多様性

- 欧州委員会(European Commission)のもとに政策提言グループ(Group of Policy Advisers)がある。
 - Economic and Social Questions
 - Science and Technology and Society
 - Institutional Affairs
 - Foreign Affairs
 - External Relations
 - **Dialogue with Religions, Churches and Humanisms**

14

. EUにおける宗教政策の多様性

- EU全体の宗教的特徴 **「世俗化」**社会
 - ヨーロッパ全体は世俗化しているが、イスラーム教徒の増加によって、宗教的アイデンティティを意識するようになっている。
 - EU全体では約3000万人のイスラーム教徒がいると言われている。
- 宗教政策の多様性
 - 政教分離と宗教教育において端的に見られる。

15

. EUにおける宗教政策の多様性 フランスの場合

- カトリックの影響はあるが、**「非宗教」(ライシテ)**の原則が強い。
 - フランス憲法第2条「フランスは不可分にして、**非宗教的**、民主的、社会的な共和国である」
- 1) 政教分離
 - 公立学校における生徒のヒジャーブの着用を禁止した。
- 2) 宗教教育
 - 公立学校で宗教の授業はない。

16

. EUにおける宗教政策の多様性 イギリスの場合

- 1) 政教分離
 - 英国国教会(Church of England, Anglican Church)が国教。
- 2) 宗教教育
 - EUの中ではもっとも先進的な宗教教育を実施している。
 - Qualifications and Curriculum Authority(QCA)により、2004年4月に新たなガイドラインが作成された。
 - 義務教育を通して子どもたちがキリスト教を学ぶよう明確化。これに加え、5~7歳でもう1つ、7~11歳でさらに2つ、11~14歳で少なくともあと2つの宗教について学習するよう促す。英国における6つの主要宗教(キリスト教、仏教、ヒンズー教、イスラーム教、ユダヤ教、シーク教)を学ぶ。

17

. EUにおける宗教政策の多様性 スペインの場合

- 1) 政教分離
 - カトリック教会の影響が大きい。
- 2) 宗教教育
 - カトリック寄りの前政権(アズナール政権)のとき、義務的な宗教教育の導入が進められていた。しかし、今年3月の社会主義政権への交代により、この計画は撤回されようとしている。
 - また、イスラーム教を含む他の宗教に経済的支援をしようとしていることに、カトリック教会は「711年ムーア人のスペイン侵略」に逆戻りしていると強く反発している。

18

ドイツにおけるイスラームとの対話 ドイツの宗教事情

- キリスト教徒: 5500万人 (全人口の約3分の2)
 - ローマ・カトリック: 2660万人
 - プロテスタント: 2630万人
 - その他: 200万人
- イスラーム教徒: 320万人
 - 最大のグループはトルコ出身のイスラーム教徒(全体の約80%を占める)
 - 宗教団体トルコ-イスラーム連合(DITIB)
 - ドイツ連邦共和国・イスラーム評議会(1986年)
 - ドイツ・イスラーム中央評議会(1994年)
 - ドイツ・アレウィー派連合
- これらのどの団体もイスラーム教徒の全体や大多数を代表することはできない。

【参考】

ドイツの全人口: 8260万人
ドイツにおける移民: 730万人
(全人口の約9%)

19

ドイツにおけるイスラームとの対話 イスラーム教をめぐる変化

- 1960年代以降
 - 外国人労働者 (Gastarbeiter) としてのトルコ人
 - しかし、今や3世の時代なので、もはや「お客」(Gast)とは言えない。
 - 2世、3世における宗教的アイデンティティの意識化
- 9.11による変化
 - オープン・モスクに人が来なくなった。
 - イスラーム教徒に対する警戒心の高まり。

20

ドイツにおけるイスラームとの対話 政教分離

- 世俗国家としてのドイツ
- 教会と国家の相互関係
 - 教会税
 - 教会を通じて税務署に申告すれば、所得から天引きされる。所得税の8%。
 - 閉店法
 - 6月9日、大手デパートのカウフホフから出されていた、日曜日の営業時間変更の要求が最高裁で棄却された。
 - 週日および土曜日の営業時間を午前6時から午後8時までとし、日曜日はほとんどの店の営業を認めていない。

21

ドイツにおけるイスラームとの対話 「ドイツ基本法」の関連条文

- 第4条
 - 1. 信仰および良心の自由、宗教および世界観の信念の自由は不可侵である。
 - 2. **宗教的行為**を妨げられないことは保障される。
- 第7条
 - 3. 宗教に関係のない学校を除いて、公立学校においては、**宗教教育は正規の科目**である。宗教教育は、国の監督権に関係なく、**宗教共同体**の基本理念と一致して行われる。いかなる教師にも、その意思に反して、宗教教育を行う義務を負わせてはならない。

22

ドイツにおけるイスラームとの対話 宗教教育

- ドイツ基本法第7条に従って、イスラーム教徒も宗教教育の実施を要求することができる。
 - 70～80万人のイスラーム教徒の子どもたちがいる。
- イスラーム宗教教育を実施する上での前提条件
 - 1) 宗教教育の内容を保障する組織・団体が必要。
 - 2) 教師は大学での専門教育を受けている必要がある。
 - 3) 誰が授業に出るのが明確でなければならない。
- イスラーム教徒に対する宗教教育
 - ブレーメン州、ハンブルク州、ブランデンブルク州などでイスラーム教育が正規のシステムに取り入れられている。

23

日本における課題 ドイツ(EU)から何を学ぶか

- 1. 政教分離をめぐる議論
 - 首相による靖国参拝問題
- 2. 教育基本法の改正
 - 宗教教育をめぐる
- 3. 外国人労働者の問題
 - 少子高齢化社会における課題
- 4. 自衛隊の海外派遣
 - ドイツ国防省は、今年1月に「トランスフォーメーションプラン」を発表、祖国防衛から紛争解決へ。軍民協力(Civil-Military Cooperation / CIMIC)に重点を移す。
- 5. アメリカ的価値以外の思考軸の形成
 - 民主主義、自由、言語…

24